

アメリカ法

第4回

丸山 英二

1

米国民事訴訟手続の概要

○訴状 (complaint) の裁判所への提出; 裁判所による呼出状 (summons) の発行

↓

○訴状・呼出状の被告への送達 (service) (または呼出状送達の省略 [= 免除] の依頼の郵送)

呼出状の文面 (要旨)

あなたに対して訴訟が提起されました。この呼出状があなたに対して送達された後21日以内に、あなたは、添付の訴状に対する答弁書または「訴えの却下を求め」申立書を原告に送達しなければなりません。もし、あなたがその対応をしなければ、訴状で請求された救済についてあなたが敗訴の欠席判決が下されることとなります。併せて、答弁書または申立書を裁判所に提出することも必要です。

2

米国民事訴訟手続の概要

呼出状送達の省略 [= 免除] の依頼の文面 (要旨)

あなたに対して訴訟が提起されました。訴状の写しを添付しています。この書面は呼出状や裁判所からの正式の通知ではありません。これは、費用節約のために、あなたが正式の呼出状送達を免除するよう求める依頼状です。費用を節約するためには、本状の発信日から[]日 (30日以上) 以内に、同封の免除書面に署名のうえ、返送して頂く必要があります。

あなたが免除書面に署名のうえ返送して頂ければ、わたしはそれを裁判所に提出します。その場合には、免除書面が提出された日に呼出状送達があった場合と同様に訴訟が進行します。あなたは、本状の発信日から60日以内に訴状に対する答弁 [答弁書または申立書の送達・提出] する必要があります。

↓

○21日 (60日) 以内に答弁書 (answer) または訴えの却下を求める申立てがなされないとき → 欠席判決 (judgment by default) の申立て

3

法的に有効な判決を得るための4要件 (第一審裁判所で問題になることが多い)

- ①裁判所が訴訟に対して事物管轄権 (subject matter jurisdiction)を有していること。
- ②裁判所が当事者に対して領域管轄権 (territorial jurisdiction) (契約事件や不法行為事件では対人管轄権 [in personam jurisdiction]になる)を有していること。
- ③裁判地 (venue—訴訟を提起すべき場所として法律が定めるcounty [州一審裁の場合], district [連邦地裁の場合]。被告の居住地, 不法行為地, 締約地などが規定される)が適切であること。Text p. 71 ↓7~。
- ④召喚状の送達により適切な告知 (adequate notice)が被告に与えられていること。Text p. 71 ↑5~p. 72 ↓5, p. 73. ↓2~5。

※これらの要件が満たされていないと、被告の申立てによって、訴訟は却下される。判決が下されていれば、被告が黙示的に同意した場合を除いて (①は別), その判決は無効となる。

4

米国民事訴訟手続の概要

↓

○訴えの却下を求める申立て(事物・对人管轄権の欠如;裁判地の不適正;訴状・呼出状の不適切;送達の不適切;救済が与えられうるような請求の原因を主張していないこと(motion to dismiss [the complaint] for failure to state a claim upon which relief can be granted; (general) demurrer))→訴えの却下

↓

○答弁書の原告への送達, 裁判所への提出→事実・法律問題について争う。

↓

○開示手続(depositions(証言録取書); written interrogatories(質問書); production of documents or things or permission to enter upon land or other property(文書・物件の提出, 土地等への立入許可); physical and mental examinations(身体検査・精神学的検査); requests for admission(自白の要求)) Text p. 79 ↓12
両当事者は一定の事項について自発的に開示をすることが求められる(required disclosures[義務的開示])

5

米国民事訴訟手続の概要

↓

○略式判決(summary judgment)の申立て——書面証拠によって主要事実に関する争いが現実には存在しないthere is no genuine dispute as to any material fact ことが証明でき, その争いのない事実を法を適用すると当然に自分が勝訴することを主張できる場合に認められる。Text p. 77 ↑10～.

↓

○事実審理前協議(pretrial conference) Text p. 88 ↓3～.

↓

○事実審理(trial)(陪審が用いられる場合) Text p. 88 ↑5～.

陪審の編成 Text p. 89 ↑1～

冒頭陳述(opening statement) Text p. 91 ↓7～

証拠調

原告の主たる証明(case in chief) Text p. 91 ↓13～

6

米国民事訴訟手続の概要

原告の主たる証明(case in chief)

原告側証人① 直接尋問(direct examination)→反対尋問(cross examination)→再

直接尋問→再反対尋問[直接尋問における誘導尋問(leading questions)の禁止]

原告側証人 ②……………

原告の主たる証明の終了(rest)

↓

○法律上当然の判決(judgment as a matter of law); 指図評決(directed verdict); 訴えの却下(nonsuit; involuntary dismissal)を求める申立て Text p. 93 ↓1～

↓

被告の主たる証明(case in chief) [法律上当然の判決を求める申立て]

原告の反証(rebuttal) [法律上当然の判決を求める申立て]

被告の反証(surrebuttal / rejoinder) [法律上当然の判決を求める申立て]

最終弁論(closing argument) Text p. 94 ↑14～

原告→被告→原告

7

伝聞証拠法則(Hearsay evidence rule)

事故

目撃

A

A

B

記事

裁判所

A ○

B ×

記事 ×

2

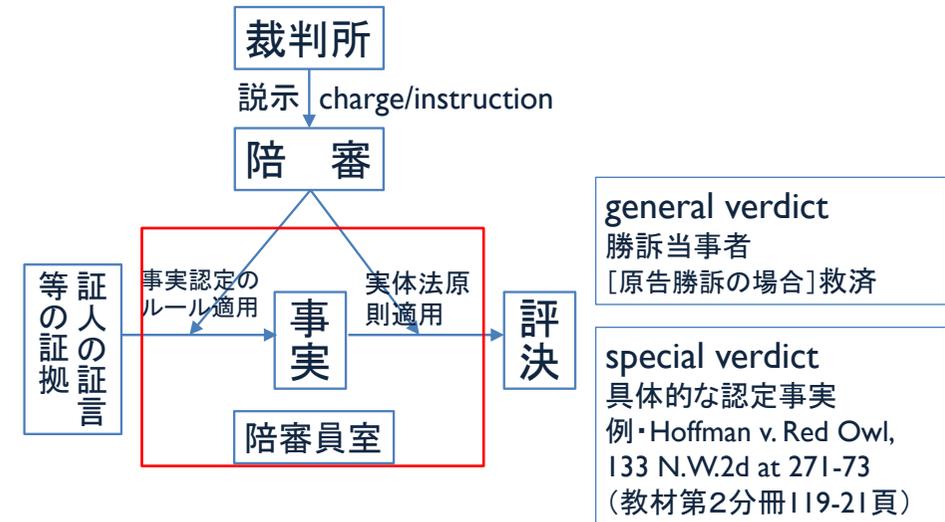
米国民事訴訟手続の概要

- ↓
- 陪審に対する説示 (charge; instruction) Text p. 94↑8～
 - ↓
 - 陪審の評議 (deliberation) Text p. 95↑10～
 - ↓
 - 評決 (verdict) — general verdict / special verdict Text p. 95↑4～
 - ↓
 - 判決の登録 (entry of judgment) Text p. 96↑3～
 - ↓
 - 法律上当然の判決を求める再度の申立て (renewed motion for judgment as a matter of law); 評決無視判決を求める申立て (motion for judgment notwithstanding the verdict; judgment non obstante veredicto; judgment n.o.v.) Text p. 97↓8～
 - 再審理の申立て (motion for a new trial) Text p. 97↑10～

9

Trial

Trial—事実審理・証拠調・公判



米国民事訴訟手続——具体例

【前提】 過失不法行為によって被った精神的苦痛に対する損害賠償請求——原則として認められないが、下記のいずれかの場合には認める州が多い。

- ① 原告が身体的損害も被っている場合
- ② 原告が当該事故の zone of danger にいた場合

- ・夫とジョギングをしていたときに夫が自動車にはねられた。それを目撃した原告が夫の負傷によってショックを受けたとして精神的損害の賠償を請求した。
- ・原告が①身体的損害を被ったこと、または②事故の zone of danger にいたことが **訴状に書かれていない場合** に被告がとりうる対応は何か。
- ・訴状に書かれているが、原告が身体的損害を被ったこと、および／または、事故の zone of danger にいたこと、を **否定する書面証拠を被告が提出できる場合** に被告がとりうる対応は何か。
- ・原告が身体的損害を被ったこと、および／または、事故の zone of danger にいたことを証明する **証拠が非常に弱い場合** に被告がとりうる対応は何か。

11

3